

## 2 いじめの発見と認定

(1) きめ細かく観察し情報を収集する。

- ◆保健室への来室者に対する注意深い観察
- ◆管理職等による授業観察の日常的な実施
- ◆欠席状況等の緻密な把握
- ◆スクールカウンセラー、外部の有識者等による観察の定期的実施
- ◆毎学期のアンケート調査の実施
- ◆全児童を対象とした聞き取り調査の実施

(2) 情報を集約し共有する。

- ◆収集した情報、保護者や児童からの通報等「いじめ防止委員会」へ集約の上、共有化
- ◆収集した情報に基づいて認定、記録

## 3 いじめ発見後の動き

(1) 教育委員会へ報告する。

- ◆いじめ防止委員会、つながりケア会議等において分析
- ◆「いじめ」と判断されるものについて、教育委員会へ即時報告

(2) 記録化する。

- ◆「いじめ」と判断される事象については、時系列で綿密に記録

## 第6 いじめに対する取組

### 1 方向性

いじめを発見したとき、いじめの通報を受けたときは、「いじめ防止委員会」により情報を共有し、以後の対応について迅速に検討・実行する。

校長は、必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集し、対策を検討・実行する。

その際、被害児童を守ることを第一とし、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。同時に保護者の協力を得ると共に、関係機関との連携に努める。

### 2 いじめへの対応

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

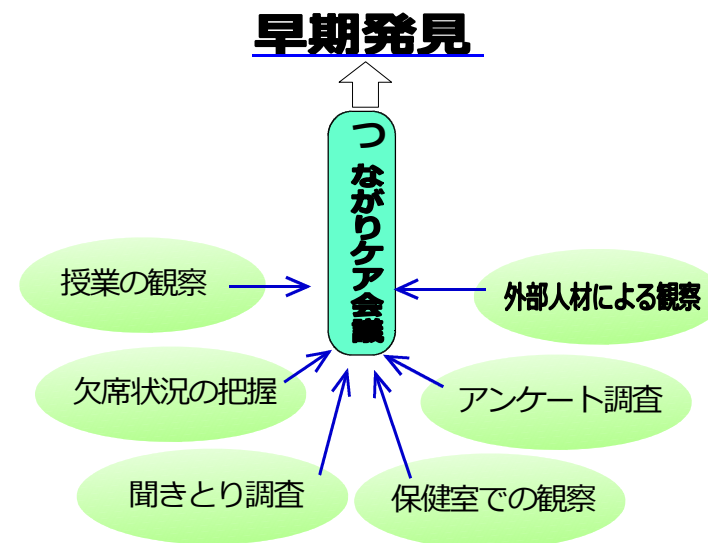


図7 早期発見のための情報の流れ